

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（ 経済産業省 ）

制 度 名	ガソリン税の暫定税率廃止に伴う、ガソリン手持品在庫に係る減税相当額の還付措置の実施	
税 目	揮発油税及び地方揮発油税（租税特別措置法第 8 9 条、揮発油税法第 9 条、地方揮発油税法第 4 条）	
要 望 の 内 容	<p>平成 22 年 4 月 1 日に、ガソリン税（揮発油税及び地方揮発油税）の暫定税率（揮発油税 48.6 円 + 地方揮発油税 5.2 円 = 53.8 円/L）が廃止されると、同日以降、出荷・流通するガソリンについては、本則税率（揮発油税 24.3 円 + 地方揮発油税 4.4 円 = 28.7 円/L）が適用されることになる。この場合、石油精製業者（元売業者）・石油販売業者が、平成 22 年 4 月 1 日午前零時時点において油槽所やガソリンスタンドで所持するガソリン在庫は、暫定税率が課されたままの在庫（手持品在庫）となる。</p> <p>暫定税率廃止に伴う税額調整措置が講じられなかった場合、石油販売業者は、3 月末にかけて仕入れ控えを行う可能性が高く、4 月 1 日以降の需要に十分に対応が出来ず、ガソリンスタンドでの在庫切れを起こす可能性がある。また、石油販売業者が即日値下げ販売すれば、暫定税率と本則税率の差額分（ 25.1 円/L）の負担を余儀なくされる。</p> <p>このため、手持品在庫を所持する石油精製業者（元売業者）・石油販売業者に対して、暫定税率廃止に伴う、ガソリン税減税相当額分（揮発油税 24.3 円 + 地方揮発油税 0.8 円 = 25.1 円/L）を、還付することにより、税率の変更に伴う石油製品の供給途絶の防止及び税制上の適正かつ公平な負担調整を講じるべきである。</p> <p>なお、ガソリンはバルク製品であるため、油槽所や地下タンク内で前荷と混合されてしまうことから、出荷元（製油所）まで返品（みなし含む）することが困難。減税相当額分の還付手続きについては、石油精製業者（元売業者）に一度戻入たことにする「戻入れ控除方式」ではなく、直接、石油精製業者（元売業者）・石油販売業者に還付していくことが必要。</p>	
	減収見込額 （平年度）	54,000 百万円 （ - ）

	<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 暫定税率廃止時における市場混乱の防止、在庫入荷手控え等が生じることのないよう、安定供給の確保を図ること。 暫定税率廃止と同時に、ガソリン価格について、減税相当額分を値下げできる環境を整備することにより、自動車ユーザーに対して、即日、減税メリットを提供すること。</p> <p>(2) 施策の必要性 何ら税制の措置を講じなかった場合は、暫定税率廃止時に、出荷時点が異なることにより税率の異なるガソリンが流通することによる市場の混乱、在庫入荷手控え等に伴うガソリンスタンド等の在庫切れを起こす可能性がある。 また、自動車ユーザーに対して、即日、減税メリットを提供することができなくなる。 このため、手持品還付措置が必要。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性 税率の変更に伴う、市場の混乱防止、税制上の適正かつ公平な負担調整であるため妥当。 なお、平成9年の酒税の引き下げの際も、税制上の適正かつ公平な負担調整の観点から、流通在庫については、戻し税措置を講じているところ。</p>
<p>今回の要望に関連する事項</p>	<p>政策評価体系における位置付け</p> <p>政策の達成目標</p> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>同上の期間中の達成目標</p> <p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p> <p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>25 石油・天然ガス・石炭の安定供給確保</p> <p>税率の変更に伴う市場の混乱の防止及び税制上の適正かつ公平な負担調整による、石油製品の安定供給確保。</p> <p>暫定税率廃止時</p> <p>税率の変更に伴う市場の混乱の防止及び税制上の適正かつ公平な負担調整による、石油製品の安定供給確保。</p> <p>軽油引取税の暫定税率廃止に伴う、販売業者が所持する軽油手持品在庫に係る減税相当額の調整措置の実施（軽油委託販売方式の適用）</p>

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	
	租税特別措置の適用実績	
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	
	前回要望時の達成目標	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯	平成20年4月の暫定税率失効時に業界が要望。	